

東戸塚小学校オヤジの会

2019（平成 31）年通常総会

議案書

日時：2019年1月26日（土）15時～

会場：東戸塚小学校ランチルーム

1. 出席者数確認
2. 開会の言葉
3. 来賓紹介
4. 会長挨拶
5. 顧問挨拶
6. 議長選出
7. 議案審議
 - 第1号議案 2018年 活動報告（副会長）
 - 第2号議案 2018年 会計報告（会計）
 - 第3号議案 2018年 会計監査報告（監査役）
 - 第4号議案 2019年 活動計画案について（副会長）
 - 第5号議案 2019年 収支予算案について（会計）
 - 第6号議案 会則の変更について（会長）
 - 第7号議案 2019年の役員選出について（副会長）
 - 第8号議案 2019年の監査役選出について（顧問）
 - 第9号議案 2019年の顧問紹介（新会長）
 - 第10号議案 2019年の相談役紹介（新会長）
 - 第11号議案 その他
8. 議長解任
9. 新旧役員挨拶
10. 閉会の言葉

横浜市立東戸塚小学校オヤジの会

2018年 活動報告書

会期：2018年1月1日～12月31日

年	月	日	曜日	活動	場所
2018	1	15	月	オヤジ新聞 第18号発行	
		20	土	ドッチビー、通常総会、懇親会	体育館、ランチルーム、大陸
	2	1	木	新入生保護者説明会にて本会の説明（会長）	体育館
		25	日	第1回役員会	保健相談室
	3	3	土	イチゴ狩り	下飯田
		10	土	芝作業	校庭
		10	土	印刷作業（入会勧誘ビラ）	プレハブ校舎
		16	金	卒業式参列（会長）	体育館
	4	5	木	本会入会勧誘ビラ配り、入学式参列（会長）	校門、体育館
		14	土	印刷作業（美化活動チラシ）	プレハブ校舎
		21	土	美化活動（蛍光灯清掃）、印刷作業、第1回定例会、懇親会	校内、ランチルーム、大陸新館
	5	12	土	第6回親睦バーベキューパーティー	柏尾川河川敷
		19	土	印刷作業（オヤジ新聞）	プレハブ校舎
		21	月	オヤジ新聞 第19号発行	
		26	土	会員募集チラシ配布 運動会終了後 後片付け	正門、東門、校庭
	6	9	土	第2回役員会	図書室
		16	土	芝作業	校庭
		28	木	スクールゾーン安全対策協議会	ランチルーム
	7	2	土	低学年保護者向け会員募集チラシ配布	
		21	土	学校お泊まり会、芝生手入れ作業、	校庭、体育館、各教室
		22	日		
	8	18	土	芝作業、親睦ソフトボール大会	校庭

	9	8	土	芝作業	校庭
		17	月	第3回役員会	図書室
		29	土	PTA主催の東戸塚小まつり 出店協議会へ出席	ランチルーム
	10	14	土	PTAドッジビー大会参加	東戸塚小学校
		28	日	第2回定例会、懇親会	図書室
	11	3	土	印刷作業（オヤジ新聞、役員推薦状）	プレハブ校舎
		5	月	オヤジ新聞 第20号発行	
		10	土	東戸塚小まつり出店、読み聞かせ、ひがおんの演奏	中庭、図書室、体育館
				吉田矢部地区連合会花火大会（見回り）	日立敷地内
	12	15	土	美化活動（花壇周辺土砂片付け）	校庭
		22	土	第4回役員会・会計監査	吉田町内会館
	通年の活動				会員募集
				通学路の安全確保	税務署入口交差点、 妙秀寺付近

<総括>

- ・通常総会前に美化活動ではなく、レクリエーション（ドッジビー）を実施し、好評をいただいた
- ・例年同様、夏のお泊まり会を実施し、内容を一部変更したが好評をいただいた
- ・東戸塚小まつりにおいて昨年度を超える売上金上げ、6万2千円をPTAへ寄付した。
- ・昨年同様、親睦ソフトボール大会を開催した。
- ・ひがおんに続き、ソフトボール部の活動が頻繁に行われ、美化活動などの通常活動以外での個別での交流を深めた

2018年一般会計収支決算書

横浜市立東戸塚小学校 オヤジの会

自 2018年 1月 1日
至 2018年12月31日

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
前期繰越金	175,607	作業時菓子・飲み物代	1,680
会費 66人×500円/1人 (2017年未計上分含む)	33,000	おやじ新聞、案内状郵送代	2,904
		事務費(コピー代、封筒代、 印刷代、備品代、会議室費用)	23,842
		用紙代	5,140
		資産関連(ビブス、名札)	21,342
懇親会残金寄附	3,500		
イチゴ狩り参加費	50,100	イチゴ狩り経費	50,100
BBQ参加費	97,000	BBQ経費	82,537
お泊り会参加費	92,000	お泊り会経費	75,787
東戸塚小まつり売上金	252,050	東戸塚小まつり支出金	129,199
		PTA寄付金	62,000
		ご祝儀・贈答品	4,320
		特別会計積み立て	10,000
利息	0	次期繰越金	234,406
合 計	703,257	合 計	703,257

上記の通り報告いたします。

2018年12月22日

東戸塚小学校オヤジの会

会長 遠藤 博之

会計 鷲見 芳博

会計 杉山 武

上記の決算を監査した結果、適正であることを認めます。

2018年12月22日

東戸塚小学校オヤジの会

監査 阿久津 崇

監査 野村 一成

2018年特別会計収支決算書

横浜市立東戸塚小学校 オヤジの会

自 2018年 1月 1日
至 2018年12月31日

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
前期繰越金	20,000		
特別会計繰り入れ	10,000		
利息	0		
		次期繰越金	30,000
合計	30,000	合計	30,000

上記の通り報告いたします。

2018年12月22日

東戸塚小学校オヤジの会

会長 遠藤 博之

会計 鷺見 芳博

会計 杉山 武

上記の決算を監査した結果、適正であることを認めます。

2018年12月22日

東戸塚小学校オヤジの会

監査 阿久津 崇

監査 野村 一成

【第4号議案】

東戸塚小学校オヤジの会
2019年1月26日

2019年 活動計画 (案)

月	活動項目	備考 (準備項目など)
1月	・ 通常総会 (ランチルーム)	通常総会：①活動報告/会計報告/会計監査 ②活動案/予算案 ③役員/監査選出 ④会則変更 ⑤顧問/相談役紹介
2月	・ イチゴ狩り ・ オヤジ新聞 (東戸塚小まつり、総会報告等)	
3月		
4月	・ 校内美化活動 (蛍光灯の清掃など) ・ 定例会 (ランチルーム)	定例会：①年間行事の役割確認 ②BBQパーティーについて ③お泊まり会概要打ち合わせ ④お祭りの出店内容について
5月	・ バーベキューパーティー ・ 運動会の後片付け	
6月	・ オヤジ新聞 (BBQ報告、お泊まり会案内等)	・ お泊まり会案内 (6月中旬頃)
7月	・ 学校お泊まり会 (芝の手入れなども)	
8月	・ 校内美化活動 (芝の手入れ:夏休み中に1~2回)	
9月	・ ドッチビー大会練習会 ・ 定例会 (ランチルーム)	定例会：①東戸塚小まつりについて ②次年役員選出の流れについて ③総会までのスケジュール確認と役割分担
10月	・ 校内美化活動 (草むしりなど) ・ PTAドッチビー大会参加 ・ オヤジ新聞 (お泊まり会、交流ワト報告、おまつり募集等)	・ 次年役員推薦状配布 (10月下旬)
11月	・ 東戸塚小まつり (出店、ひがおん、読み聞かせ) ・ 吉田矢部地区連合会花火大会会場見回り	・ 次年役員推薦状開票/集計実施 (11月中旬頃)
12月	・ 校内美化活動 (草むしりなど) ※公開授業と合わせて	・ 通常総会案内 (12月中旬頃) ・ 次年役員候補案決定 ・ 通常総会資料準備

その他：

- ① 学校、PTA、本会の共同開催による芝の手入れ活動への協力 (3月、6月、9月)
- ② 税務署入口交差点と妙秀寺前交差点における登校時の児童の誘導活動 (登校日)
- ③ 「ひがおん」による東戸塚小まつり他での演奏活動
- ④ 有志によるオヤジの会ソフトボール部活動
【年2回のリーグ戦参加 (5月、11月)、リーグ内交流戦 (8月)、月1回練習】

以上

【第5号議案】

2019年一般会計収支予算書(案)

横浜市立東戸塚小学校 オヤジの会

自 2019年 1月 1日

至 2019年12月31日

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
前期繰越金	234,406		
会費 66人×500円	33,000	【事務関連】 郵送物送付費	5,000
		事務費(文房具、コピー等)	45,000
		用紙代	20,000
イチゴ狩り参加費	60,000	【通常活動関連】	
BBQ参加費	100,000	ジュース・アイス等準備費	30,000
お泊り会参加費	100,000	イチゴ狩り経費	60,000
		BBQ経費	100,000
東戸塚小まつり売上金	200,000	お泊り会経費	100,000
		【東戸塚小まつり関連】	
		材料仕入れ費	
		・ヨーヨー	15,000
		・綿菓子	20,000
		・チョコバナナ	25,000
		・りんご	75,000
		PTA寄付金	32,500
		(収益見込み-材料見込み)÷2	
		【備品関連】	
		ハンドマイク	5,000
		特別会計	100,000
		予備費	94,906
利息	0		
合計	727,406	合計	727,406

2019年特別会計収支予算書(案)

横浜市立東戸塚小学校 オヤジの会

自 2019年 1月 1日

至 2019年12月31日

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
前期繰越金	30,000		
特別会計繰り入れ	100,000	倉庫	100,000
		次期繰越金	30,000
利息	0		
合 計	130,000	合 計	130,000

会則の変更について（案）

1. 改定の内容

- ・会則第14条（役員会）に新たに第3項を設ける。
- ・現行の第3項は第4項に改める。
- ・この改定により、会長職に限り、会長就任の年から最大3年（最初に役員に選任されてからの通算では最大5年）任期を継続することができるようになる。

【改定案抜粋】

（役員会）

第14条 本会の運営実務は役員会が担うものとする。役員会の構成員は下記の通りとし、あらかじめ自薦・他薦された会員の中から役員会が選出し、通常総会において二分の一を超える会員から承認された者が役員に就任することができる。なお、役員に欠員が生じた場合には、役員会の判断により補選を行うことができる。

（中略）

- 2 役員任期は、就任した日から次に開催される通常総会終了の時までとする。再任は妨げないが、連続しての再任は3年を上限とする。また、異なる役職への就任であっても、同一人の役員への連続しての就任は3年を上限とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長職については役員会の承認を得て就任から最大3年任期を継続できる。
- 4 補欠として就任した役員任期は、その前任者の残任期間とする。

2. 変更の理由

会長職は前年度の役員、あるいは過去に役員を経験した者が務めることが慣例となってきた。しかし、新たに役員に選任された者が再任2年目、3年目に会長に就任した場合、会則14条第2項の規定により会長を最短1年で交代しなければならない。本会の活動において、会長は会の統括のみならず学校・地域との連携において重要な役割を果たしていることから、会長職に限り、第2項の規定にかかわらず就任から最大3年間任期を継続することを認め、本会の円滑な運営を図りたい。なお、この変更は、会長が必ず3年間の任期を務めることを義務付けるものではない。

【改定後の具体例】

- (1)役員就任1年目に会長になった場合→会長職・役員任期とも3年が上限
- (2)役員就任2年目に会長になった場合→会長職最大3年（役員も含めると4年）まで可
- (3)役員就任3年目に会長になった場合→会長職最大3年（役員も含めると5年）まで可

【第7号議案】

東戸塚小学校オヤジの会

2019年 役員選出（案）

会 長	田山 正明
副会長	堀田 明成
副会長	浅野 博
副会長	大西 武浩
副会長	圓倉 辰夫（新任）
広報・書記	岸田 真
広報・書記	足立 大樹
広報・書記	森田 公平（新任）
広報・書記	植村 欣央（新任）
会 計	杉山 武
会 計	渋谷 憲昭（新任）

【選考の経緯】

●推薦状の有効投票数：49 票

●推薦された会員を候補とする優先順位

得票が同数の場合は次のことを勘案して順位付けしました。

- ① 在校する下のお子さんの学年が高い会員（お子さんの在校残年の少ない会員）を上位にした
- ② 会歴が古い会員を上位にした

その結果、上位4名の方は以下の通りとなりました。

1 位	渋谷 憲昭さん（5年生の保護者）	6 票
2 位	森田 公平さん（3年生の保護者）	5 票
3 位	植村 欣央さん（3年生の保護者）	3 票
4 位	圓倉 辰夫さん（卒業生の保護者）	2 票

●候補者への就任の意思確認

得票数（推薦順位）1位の渋谷さんに会計、2位の森田さんと3位の植村さんに広報・書記、4位の圓倉さんに会計への就任をお願いし、それぞれお引き受けいただくことでご了解を得ました。そこで、この4名の皆様を新役員候補とすることを役員会にて決定しました。

一方、新役員候補を選考する過程において、会長の遠藤氏、副会長の角守氏と大道寺氏、および会計の鷺見氏が会則第14条2項により任期満了となることを受けて、役員会にて協議の結果、副会長の田山氏を新会長、広報・書記の浅野氏と大西氏を新副会長の候補とすることで意見が一致しました。

以上

「東戸塚小学校オヤジの会」会則

(名称)

第 1 条 本会は、「横浜市立東戸塚小学校オヤジの会」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、東戸塚小学校の在校生が、より安全で快適な学校生活を過ごせるよう側面的な支援活動を行い、活動に賛同する人々の親睦を図るとともに、在校生との親睦を図ることを目的とする。

(主な活動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成させるために総会または定例会及び役員会において承認された下記に関する活動を主に行う。

- ・ 在校生の安全に寄与すること
- ・ 学校内の美化と整備に寄与すること
- ・ 会員相互の親睦に寄与すること
- ・ 会員、在校生、校区内の住民、本会の活動に賛同する人々、これら相互の親睦に寄与すること

2 上記の活動に際しては、原則として第 4 条①～⑥に該当する人へ参加を呼びかけることができる。その呼びかけ（文書の配布や掲示等）には、学校、町内会、自治会等へご協力を依頼する。

3 本会が行う行事・活動のうち、在校生・学校・地域に貢献するものについては、その行事・活動を東戸塚小学校 P T A との共催とする。

4 本会は、P T A の活動に一切干渉せず、P T A の独立性を尊重しなければならない。

(会員)

第 4 条 本会の目的に賛同し、次のいずれかに該当する成人男性は、本会の会員になることができる。

- ① 在校生の保護者
- ② 東戸塚小学校に在職している人
- ③ 東戸塚小学校に在職したことのある人
- ④ 東戸塚小学校に在籍したことのある人
- ⑤ 東戸塚小学校の校区内に居住している人
- ⑥ 東戸塚小学校の卒業生の家族

(活動経費分担金)

第 5 条 会員は、毎年 1 月中に当該年度分の活動経費分担金 500 円を納めなければ

ならない。

(入会)

第6条 本会の目的に賛同し入会しようとする者は、所定の入会申込書に前条に定める活動経費分担金を添えて会長に提出すること。

(退会)

第7条 会員は、いつでも本会を退会することができる。ただし、所定の退会届を会長が受理した日をもって退会したものとする。なお、いかなる理由による退会であっても、活動経費分担金の返納は認めない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会したとき。
- ② 1年間以上活動経費分担金を滞納したとき。
- ③ 除名されたとき。

(会員資格の停止及び除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、役員会の審議を経て、総会または定例会において、出席会員の半数以上の議決に基づき、2年以内の会員資格の停止又は除名をすることができる。

- ① 本会の会則に違反したとき。
- ② 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③ 本会の会員として著しく不適切な行動、態度、言動があったとき。
- ④ 会員からの提議があったとき。
- ⑤ その他除名等すべき正当な事由があるとき。

2 前項の議決を行う場合、その総会または定例会の開催日の10日前までに、その会員に対し、理由を付して2年以内の会員資格の停止又は除名する旨を通知し、かつ、審議の際に弁明の機会を与えなければならない。ただし、その会員が当該審議を行う際に欠席をした場合には、弁明のないまま決議することができる。なお、弁明は文書で行うことも認める。

3 この条の規定により会員資格の停止又は除名を行った場合は、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の活動経費分担金及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会計及び事業年度)

第 11 条 本会の会計及び事業年度は、1 月 1 日より 12 月 31 日までと定める。前年の「会計報告書」と当該年の「収支予算書」は、通常総会の審議事項とする。会計には一般会計の他に、本会の活動で継続的に必要な資材の購入を目的とする特別会計を設け、一般会計から特別会計に繰り込む金額と、特別会計の執行については、通常総会の審議事項とする。

(総会)

第 12 条 会長は原則として、1 月に通常総会を招集しなければならない。また、必要に応じて臨時総会を招集することができる。総会は本会の最高意思決定機関であり、役員会は総会の日時、場所、目的である事項をその都度、全ての会員（顧問、相談役、監査役を含む）に一斉メール及び書面で通知するとともに、委任状を送付しなければならない。

全ての会員（同上）は、できる限り総会に出席するよう心がけるものとし、出席できない会員は、予め通知した事項について委任状をもって議決することにより出席したものとみなす。ただし、委任状をオヤジポストへ投函、または学校のファックスへ送信、もしくは指定の内容を登録アドレスにてメールで会長に通知したものに限り。また、二分の一を超える会員の出席がなければ開催することができない。

なお、通常総会の議長は出席者の中から選出し、少なくとも下記のことを議題にしなければならない。

- ① 前年の活動報告
- ② 前年の会計報告
- ③ 新年の活動計画
- ④ 新年の会計予算
- ⑤ 新年の役員（会長、副会長、広報・書記、会計）選出
- ⑥ 新年の監査役選出
- ⑦ 新年の顧問紹介
- ⑧ 新年の相談役紹介

2 五分の一以上の会員から、目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、役員会に召集の請求があった時は臨時総会を招集する。

(定例会)

第 13 条 会長は原則として、年 3 回の定例会を招集することとする。時期については年間の活動計画を踏まえ決定する。役員会は定例会の開催についてその都度、全ての会員（顧問、相談役、監査役を含む）に通知しなければならない。また、全ての会員（同上）は、できる限り定例会に出席するよう心がけるものとする。

(役員会)

第 14 条 本会の運営実務は役員会が担うものとする。役員会の構成員は下記の通

りとし、あらかじめ自薦・他薦された会員の中から役員会が選出し、通常総会において二分の一を超える会員から承認された者が役員に就任することができる。なお、役員に欠員が生じた場合には、役員会の判断により補選を行うことができる。

① 会長（1名）

本会を代表し、本会の活動を統括する。また、会員名簿の管理を行う。

② 副会長（4名）

会長を補佐する。また、会長がその任務を果たせない時には内1名が会長の代理を務める。なお、総会と定例会および校内美化活動等の準備・運営の実務責任者として取りまとめ役を務める。

③ 広報・書記（4名）

広報の任務は、本会の活動の周知を図ることとする。

書記の任務は、次の通りとする。

- ア) 総会の議案書及び議事録作成
- イ) 定例会の議案書及び議事録作成
- ウ) 役員会の議案書及び議事録作成
- エ) 会則の管理

④ 会計（2名）

会費の管理を始めとする、本会の会計実務を担当する。また、就任した翌年1月の通常総会に「会計報告書」と「収支予算案」を提出する。

2 役員任期は、就任した日から次に開催される通常総会終了の時までとする。再任は妨げないが、連続しての再任は3年を上限とする。また、異なる役職への就任であっても、同一人の役員への連続しての就任は3年を上限とする。

3 前項の規定にかかわらず、会長職については役員会の承認を得て就任から最大3年任期を継続できる。

4 補欠として就任した役員任期は、その前任者の残任期間とする。

（監査役）

第15条 本会の適正な会計管理を促すため、2名の監査役を設ける。監査役は、顧問が会員の中から任命し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

（顧問）

第16条 本会の目的を円滑に果たすため、PTA会長、学校長、副校長に本会の顧問となつていただくことができる。顧問は特別会員であり、会員と同様に発言権を有するが、活動経費分担金の納入義務を負わず、顧問以外の役職に就くことはできない。

（相談役）

第 17 条 本会の目的を円滑に果たすため役員会が必要とする人材に、本会の相談役となっただく。その人選に当たっては特例として、会員の範囲の制約を受けないものとする。相談役は特別会員であり、会員と同様に発言権を有するが、活動経費分担金の納入義務を負わず、相談役以外の役職に就くことはできない。

(謝礼等)

第 18 条 本会が主催する行事・活動の指導員、会場提供者、用具提供者など、成功のために著しい貢献があったと役員会が判断した相手には、個人・団体を問わず相手方 1 件につき税別 3 千円以内の謝礼品（菓子折りなど）を差し上げることができる。また、謝礼品とは別に、交通費（実費）を拠出することもできる。

(会則)

第 19 条 この会則は、総会において出席会員の二分の一を超える承認を得て改定することができる。

2 この会則は、総会において出席会員の二分の一を超える承認を得て補則を設けることができる。

3 この会則は、平成 24 年 3 月 24 日より発効する。

以 上

変更来歴

初版　：平成 24 年 3 月 24 日発行

第二版：平成 24 年 10 月 27 日改定

〔 第 8 条（顧問） 〕

校長、副校長に加え、PTA 会長を顧問に追加するよう改定

第三版：平成 25 年 1 月 19 日改定

〔 第 6 条（役員会） 〕

幹事会から名称変更し、役員会構成員ポスト、人数、任期上限、就任条件を改定

〔 第 10 条（定例会） 〕

役員改選を当該年度の 4 月定例会から前年度の 1 月定例会で行うよう改定

〔 第 13 条（謝礼） 〕

新設。会に協力いただいた個人、団体に謝礼品贈呈、交通費等実費の拠出を可能とするよう改定

第四版：平成 25 年 4 月 21 日改定

〔 第 3 条（会員） 〕

会員になることができる者に「卒業生の成人男性の家族」を追加

〔 第 9 条（相談役） 〕

- ・相談役の人選に当たり第 3 条の会員規定の制約を受けないことについて、上記の会員規定（追加分）も制約とはならない旨を追加
- ・相談役の「活動経費分担金の納入義務」を削除

〔 第 11 条（主な活動） 〕

「本会が行う行事・活動のうち、児童・学校・地域に貢献するものについては、その行事・活動を東戸塚小学校 PTA との共催とする」旨の項目を追加

第五版：平成 26 年 1 月 25 日改定

新規の条項の新設と、第四版までの条項の項番変更・再編を行うとともに、字句の統一を図り、以下の通り改定：

〔 第 3 条（主な活動） 〕 ← 旧・第 11 条から項番変更

- ・活動による貢献内容に関し、明文化
- ・活動に際し該当者に参加を呼びかけることができるものとし、該当者にボランティアをお願いするとした旧規定を削除して、該当者の定義を変更
- ・PTA の独立性を尊重し、PTA 活動に一切干渉しない旨を明記

〔 第 4 条（会員） 〕 ← 旧・第 3 条から項番変更

- ・入会に際しての入会申込書提出と活動経費分担金納入に関する記述を削除

し、新設の第7条に改めて規定

- [第5条 (活動経費分担金)] ← 旧・第5条の内容を再編し、新設
 - ・会員の活動経費分担金納入期限を、毎年1月中に変更
- [第6条 (入会)] ← 旧・第3条の内容を再編し、新設
 - ・入会に際しての入会申込書提出と活動経費分担金納入に関する規定を記述
- [第7条 (退会)] ← 旧・第4条から項番変更
- [第8条 (会員の資格喪失)] ← 新設
 - ・会員の資格喪失に関する規定を追加
- [第9条 (会員資格の停止及び除名)] ← 新設
 - ・会員の資格停止及び除名に関する規定を追加
- [第10条 (会員資格の喪失に伴う権利及び義務)] ← 新設
 - ・会員の資格喪失に伴う権利と義務等に関する規定を追加
- [第11条 (会計及び事業年度)] ← 旧・第5条の内容を再編し、新設
 - ・会計及び事業年度を、1月1日から12月31日に変更
- [第12条 (総会)] ← 新設
 - ・本会の最高意思決定機関として通常総会と臨時総会を設置する旨を追加、また、その招集と通知、議決の成立要件、議長の選出及び議題内容等に関する規定を追加
- [第13条 (定例会)] ← 旧・第10条から項番変更
 - ・1月の定例会を総会とすることに伴い、定例会の招集は年3回に変更
 - ・定例会が本会の最高意思決定機関である旨を削除
 - ・定例会の開催についての「連絡」を、「通知」に変更
- [第14条 (役員会)] ← 旧・第6条から項番変更
 - ・役員承認・就任を、1月定例会から通常総会にて行うことに変更
 - ・副会長の任務に関し、会長代理を1名選定及び総会の取りまとめ役を追加、また、広報活動につき広報(新設)と連携して行う旨に変更
 - ・広報(2名)を新設
 - ・書記の任務に関し、総会の議案書及び議事録作成を追加
 - ・会計の任務に関し、「会計報告書」と「予算案」の提出時期を4月から1月に変更
 - ・役員任期に関する規定を変更(連続しての再任の上限を2年から3年に変更し、異なる役職への就任の場合も再任に含むものとする)
 - ・補欠として就任した役員任期に関する規定を追加
- [第15条 (監査役)] ← 旧・第7条から項番変更
- [第16条 (顧問)] ← 旧・第8条から項番変更
 - ・顧問は活動経費分担金の納入義務を負わない旨を追加
- [第17条 (相談役)] ← 旧・第9条から項番変更
 - ・相談役が特別会員である旨を追加
 - ・相談役は活動経費分担金の納入義務を負わない旨を追加
- [第18条 (謝礼等)] ← 旧・第13条から項番変更

- ・謝礼の対象となる行動の範囲を、本会が主催する「行事」から「行事・活動」に変更
- [第 19 条 (会則)] ← 旧・第 12 条から項番変更
- ・会則の改定及び補則の設定を行う機関を、定例会から総会に変更、改定要件を「過半数の承認」から「二分の一を超える承認」に修正

第六版：平成 28 年 1 月 23 日改定

[第 11 条 (会計及び事業年度)]

- ・追加→前年の「会計報告書」と当該年の「収支予算書」は、定期総会の審議事項とする。会計には一般会計の他に、本会の活動で継続的に必要な資材の購入を目的とする特別会計を設け、一般会計から特別会計に繰り込む金額と、特別会計の執行については、定期総会の審議事項とする。

[第 12 条 (総会)]

- ・⑤の「広報、書記」を「広報・書記」に変更

[第 14 条 (役員会)]

- ・広報（2名）と書記（2名）の任務を統合し、役職名を「広報・書記」（4名）に変更
- ・会計の定数を1名から2名に変更、「予算案」を「収支予算案」に変更
- ・副会長の任務から「広報と連携して本会の活動の周知を図る」を削除（副会長のみの任務ではなく役員全員が広報と連携して行う活動であるため）
- ・広報の任務の「『副会長と連携して』本会の活動の周知を図る」から『副会長と連携して』を削除（上記と同じ理由による）

第七版：平成 29 年 1 月 22 日改定

[第 5 条 (活動経費分担金)]

- ・活動経費分担金を 300 円から 500 円に変更

[第 14 条 (役員会)]

- ・会長の任務に「会員名簿の管理」を追加
- ・広報・書記の任務より「会員名簿の管理」を削除

第八版：平成 30 年 1 月 20 日改定

[第 13 条 (定例会)]

- ・定例会の開催月の記載を削除し、開催月を活動計画に基づき変更出来るように追記